



| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 告示 | |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課) | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (") | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (") | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (") | 1 |
| ○指定肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除 (畜産振興課) | 1 |
| ○指定肉用子牛価格安定基金協会の指定 (") | 1 |
| ○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課) | 2 |
| ○基本測量の実施の通知 (2件) (用地対策課) | 4 |
| ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課) | 4 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課) | 4 |
| 高知県教育委員会規則 | |
| ◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則 | 7 |
| 高知県教育委員会告示 | |
| ◎告示 (口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正 (教育委員会事務局高等学校課) | 7 |
| 高知県公安委員会告示 | |
| ○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 | 7 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札 (平成26年度導入仮想化) | |

サーバの借入れ)の公告 (警察本部会計課) 9

告 示

高知県告示第314号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|----------|---------|
| 塩田歯科土佐市高岡町乙3523-6 | | 平26・4・1 |
| もも薬局安芸郡安田町安田1751 | | " " " |

高知県告示第315号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|----------|----------|
| 塩田歯科土佐市高岡町乙3523-6 | | 平26・3・31 |

高知県告示第316号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類 |
|-----------|----------------------------|---|
| 平成26年4月1日 | 社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160番地1 | 特別養護老人ホーム嶺北荘 長岡郡本山町本山636番地 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 |

高知県告示第317号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 廃止年月日 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類 |
|------------|---------------------------|---|
| 平成26年3月31日 | 嶺北広域行政事務組合 長岡郡本山町本山995 | 特別養護老人ホーム嶺北荘 長岡郡本山町本山636番地 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 |

高知県告示第318号

次の都道府県肉用子牛価格安定基金協会について、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第9条第1項の規定に基づき同法第6条第1項の指定肉用子牛価格安定基金協会の指定を解除したので、同法第9条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により告示する。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 名称 | 所在地 | 指定解除年月日 |
|---------------------|---------------|-----------|
| 社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会 | 吾川郡いの町1879番地9 | 平成26年4月1日 |

高知県告示第319号

次の都道府県肉用子牛価格安定基金協会について、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第6条第1項の指定肉用子牛価格安定基金協会の指定をしたので、同法第7条第4項の規定により告示する。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|----------------|---------------|
| 一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会 | 吾川郡いの町1879番地 9 | 平成26年 4 月 1 日 |

高知県告示第320号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第 3 項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成26年 4 月30日に次のとおり認可した。

平成26年 5 月16日

高知県知事 尾崎 正直

鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地 2 地先

(2) 漁業権の免許番号

内共第512号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第 4 条第 2 項の表中「小川口合流点上流標識」を「小川口合流点」に、「同川の廓中ぜき下及び真土場」を「同川の廓中ぜき下の禁漁区標識から紅葉橋まで及びトリム公園前潮受けぜきの禁漁区標識から真土場の標識までの区域」に、「同月 1 日」を「12月 1 日」に、「並びに天ヶ滝、大淵、廓中ぜき下及び真土場」を「廓中ぜき下の禁漁区標識から紅葉橋まで及びトリム公園前潮受けぜきの禁漁区標識から真土場の標識までの区域並びに天ヶ滝及び大淵」に、「鏡川支流的淵川の畑川ぜきからシマダぜきまでの区域」を「同川支流的淵川の畑川ぜきからシマダぜきまでの区域」に改め、「小川口合流点下流標識から下流及び」を削り、「並びにジャドウの淵並びに鏡川支流的淵川」を「及びジャドウの淵並びに同川支流的淵川」に、

| | | |
|--------------|--|---|
| 金突（つんがけを含む。） | 鏡川本流の江のロぜきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点を除く。 | 8 月 1 日から 10 月 15 日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。 |
| | 鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域 | 9 月 16 日から 10 月 15 日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。 |

を

| | | |
|--------------|---|--|
| 金突（つんがけを含む。） | 鏡川本流の江のロぜきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点から下流の区域を除く。 | 8 月 1 日から 10 月 15 日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。 |
|--------------|---|--|

| | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域 | 9月16日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除外。 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|

に、「3月1日から10月15日まで」を「4月1日から9月30日まで」に、

| | |
|--|-------------------------------------|
| 鏡川本流の江の口せきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点を除外。 | 8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除外。 |
| 鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域 | 9月16日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除外。 |
| 第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域 | 1月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除外。 |
| 鏡川本流の江の口せきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点を除外。 | 8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除外。 |

を「

| | |
|--|--------------------------|
| 鏡川本流の江の口せきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合 | 8月1日から9月30日まで。ただし、日没から日の |
|--|--------------------------|

| | |
|---|------------------------------------|
| 流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点から下流の区域を除外。 | 出までの間を除外。 |
| 鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域 | 9月16日から同月30日まで。ただし、日没から日の出までの間を除外。 |
| 第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域 | 1月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除外。 |
| 鏡川本流の江の口せきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点から下流の区域を除外。 | 8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除外。 |

に改め、同条第3項の表中「及び廊中せき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで」を「廊中せき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで及びトリム公園前潮受けせき上流端の上流5メートルから下流20メートルまで」に改める。

第6条第1項中「300円」を「1,000円」に、「1,000円」を「2,000円」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

| 遊漁者 | 1年遊漁料 |
|------------------------------|--------|
| 中学生以下の者 | 無料 |
| 肢体不自由者 高校生である者 70歳以上の者 | 3,000円 |

附則として次のように加える。

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成26年5月1日

高知県告示第321号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成26年4月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間
平成26年5月20日から平成27年2月28日まで
- 3 作業地域
室戸市

高知県告示第322号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成26年4月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間
平成26年5月20日から平成27年2月28日まで
- 3 作業地域
高知市、室戸市、土佐清水市、四万十市、安芸郡田野町、高岡郡中土佐町及び幡多郡黒潮町

高知県告示第323号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知市寺ヶ谷

(1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地 | 地番 |
|------|--------------|--------|
| 1 | 高知市春野町西畑字ふなと | 2699 |
| 2 | 〃 〃 字飯綱山 | 2462-1 |
| 3 | 〃 〃 字古田ノ北平 | 2427-ロ |
| 4 | 〃 〃 字ウシロダ | 1036-1 |

| | | |
|---|------------|------|
| 5 | 〃 〃 〃 | 1019 |
| 6 | 〃 〃 字ナツメ寺中 | 968 |
| 7 | 〃 〃 字竹ヶ下 | 768 |

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第324号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

香美市土佐山田町角茂谷（追加）

(1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地 | 地番 |
|------|-----------------|--------|
| 8 | 香美市土佐山田町角茂谷字藤ノ岡 | 4493-9 |
| 9 | 〃 〃 〃 | 4493-4 |
| 10 | 〃 〃 〃 | 〃 |
| 11 | 〃 〃 〃 | 〃 |

(2) 区域

標柱8から11までを順次に直線で結んだ線及び標柱11と8を国道32号に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、稲生土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員がであった。

平成26年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所

(退任)

理事 松岡 征 南国市稲生2749

〃 三谷 計雄 〃 〃 2388
 〃 前田 汎章 〃 〃 1895-1
 〃 馬詰 太 〃 〃 113-1
 〃 澤田 甲 〃 〃 353
 〃 橋本 淑 〃 〃 572
 〃 久万 薫 〃 〃 602
 〃 濱田 和子 〃 〃 761
 〃 小松千代喜 〃 〃 719-1
 〃 福重 明男 〃 〃 882
 〃 戸梶 幸長 〃 〃 3037
 〃 中澤 武 〃 〃 1926-2
 〃 松岡 道夫 〃 〃 2092-3
 〃 井上 文夫 〃 〃 2027-4
 監事 中澤 勁二 〃 〃 1917-2
 〃 松岡 清 〃 〃 2193

(就任)

理事 松岡 征 南国市稲生2749
 〃 傍士 瑞穂 〃 〃 2449-1
 〃 前田 汎章 〃 〃 1895-1
 〃 馬詰 太 〃 〃 113-1
 〃 橋詰 昌明 〃 〃 275-5
 〃 福重 明男 〃 〃 882
 〃 戸梶 幸長 〃 〃 3037
 〃 松岡 義仁 〃 〃 2197
 〃 井上 文夫 〃 〃 2027-4
 〃 久万 薫 〃 〃 602
 〃 橋本 淑 〃 〃 572
 〃 福重 俊一 〃 〃 755-2
 〃 福重 泰男 〃 〃 687-1
 〃 濱田兵志朗 〃 〃 1882
 監事 松岡 清 〃 〃 2193
 〃 中澤 清明 〃 〃 1931

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月16日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第21号**教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

| | | |
|--|---|--|
| <p>第3条第2項中「家庭、」を「、家庭、」に改める。</p> <p>第4条第1項中「第5条の別表第1、第2又は第2の2」を「第5条第1項の別表第1から別表第2の2まで」に改め、同条第4項中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に改める。</p> <p>第5条第1項中「第6条の別表第3、第4、第5、第6、第6の2、第7、第8、附則第9項若しくは附則第18項」を「第6条第1項から第3項までの別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第18項若しくは第19項」に改め、同項第3号エ中「又は管理栄養士」を「、管理栄養士」に、「証明書」を「証明書又は保育士となる資格を有する者であることを証明する書類」に改め、同号カ中「(別記第3号様式)」を「(別記第3号様式又は別記第3号様式の2)」に改める。</p> <p>第6条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。</p> <p>第7条中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同条第4号中「卒業又は修了した」を「卒業し、又は修了した」に改める。</p> <p>第8条第1項及び第9条中「第64条」を「第64条第1項」に改める。</p> <p>第10条中「第1条」を「第1条第3項」に改める。</p> <p>第11条第1項中「規定による」を「規定により」に、「必要と認める場合を除くほか」を「必要があると認める場合を除き」に、「は省略する」を「を省略する」に改め、同条第2項中「に掲げる」を「に定める」に、「必要と認める場合を除くほか」を「必要があると認める場合を除き」に、「は省略する」を「を省略する」に改める。</p> <p>第12条の見出し中「書換」を「書換え」に改め、同条第1項中「書換」を「書換え」に改め、同項第1号中「教育職員免許状書換(再交付)願」を「教育職員免許状書換え(再交付)願」に改め、同項第2号中「書換」を「書換え」に改める。</p> <p>第13条の2の見出し中「任用届出」を「任用の届出手続」に改め、同条中「第3条の2の規定により」を「第3条の2第2項の規定による」に、「者は」を「者の届出は」に、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改める。</p> <p>第14条第1項中「第6条又は免許法」を「第6条第1項から第3項まで又は」に、「別表の」を「別表に」に改め、同条第2項中「第5条の2」を「第5条の2第3項」に、「別表の」を「別表に」に改める。</p> <p>第27条第1号中「永久」を「永年」に改め、同条第2号中「主なる」を「主な」に改める。</p> <p>第28条第2項第2号中「第1条」を「第1条第3項」に改め、同項第3号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。</p> <p>第30条中「この規則で」を「この規則に」に、「教育長」を「高知県教育長」に改める。</p> <p>別表の1の表中 「免 許 法 別 表 第 11」</p> | <p>を 「免 許 法 別 表 第 3」 に改め、同表の2の表中 「免 許 法 別 表 第 11」 を 「免 許 法 別 表 第 3」 に、 「免 許 法 別 表 第 5」を「免 許 法 別 表 第 5」に改め、同表の3の表 中 「免 許 法 別 表 第 11」 を 「免 許 法 別 表 第 3」 に、 「免 許 法 別 表 第 5」を「免 許 法 別 表 第 5」に、 「免 許 法 附 則 第 11 項」を「免 許 法 附 則 第 11 項」に改め、同表の 4の表中 「免 許 法 別 表 第 11」 を 「免 許 法 別 表 第 3」 に改め、同表の5の表中 「免 許 法 別 表 第 6」 を 「免 許 法 別 表 第 6」 に改め、同表の6の表注1中「次の(1)、(2)、(3)及び(4)の」を「(1)から(4)までに」に改め、同表の6の表注2中「次の(1)及び(2)の」を「(1)及び(2)に」に改める。</p> <p>別記第1号様式中「(第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条関係)」を「(第4条-第9条関係)」に改める。</p> <p>別記第2号様式中「(第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)」を「(第4条-第10条関係)」に改める。</p> <p>別記第3号様式の次に次の1様式を加える。</p> | |
|--|---|--|

第3号様式の2 (第5条関係)

実務に関する証明書(保育士等)

本籍地

氏名

年 月 日生

| 勤務期間 | 勤務年月数 | 総実労働時間 | 職名 | 勤務先 | 備考 |
|--------------------|-------|--------|----|-----|----|
| 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 | 時間 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | 年 月 | 時間 | | | |

上記のとおり職員として良好な成績で勤務したことを証明します。

年 月 日

証明者 職・氏名



- 注 1 大学附置の国立又は公立の幼稚園の職員(専ら幼児の保育に従事する職員に限ります。以下同じ。)にあっては当該大学の学長が、大学附置の幼稚園以外の公立の幼稚園の職員にあっては当該幼稚園を所管する教育委員会が、私立の幼稚園の職員にあっては当該私立の幼稚園を設置する学校法人の理事長(学校法人以外の者が設置する場合の当該私立の幼稚園の設置者(法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者)を含みます。)が、保育所等の職員にあっては当該保育所等の設置者(法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者)が証明してください。
- 2 「備考」欄には、休職、職務内容その他勤務状況等特記すべき事項を記入してください。
- 3 厳封の上、申請者に交付してください。

別記第8号様式中「教育職員免許状書換(再交付)願」を「教育職員免許状書換え(再交付)願」に、「書換(再交付)していただきたい」を「書換え(再交付)していただきたい」に、「書換・再交付の理由」を「書換え又は再交付の理由」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月16日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第22号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の土佐清水市の項を次のように改める。

| | | |
|-------|------------------------------------|--|
| 土佐清水市 | 下ノ加江小学校 窪津小学校 益野小学校 三崎小学校 | 平成22年4月1日 〃 平成8年1月1日 平成2年1月1日 |
|-------|------------------------------------|--|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第2号

平成13年10月高知県教育委員会告示第7号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成26年5月16日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

表中「前期選抜における」を「A日程における」に、「前期選抜合格者」を「A日程合格者」に、「前期選抜出願先」を「A日程出願先」に、「後期選抜における学校が指定する教科の検査」を「B日程における学力検査」に、「後期選抜合格者」を「B日程合格者」に、「後期選抜出願先」を「B日程出願先」に改め、

| | | | |
|------------------------------|-------------|---------------------|---------------|
| 県立高等学校入学者選抜のための再募集における基礎学力検査 | 教科別得点及び得点合計 | 再募集合格者の発表の日の翌日から1月間 | 再募集出願先の県立高等学校 |
|------------------------------|-------------|---------------------|---------------|

を削る。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第10号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成26年5月16日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」

- という。）
 (2) 審査の期日
 平成26年6月23日（月）から同月27日（金）まで
 (3) 審査の場所
 吾川郡いの町枝川200番地
 高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
 (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

- (1) 技能検定員審査の方法等

| 項目 | 細目 | 方法等 |
|------|----------|-------------|
| 大型自動 | 技能検定員として | 技能試験（自動車の運転 |

| | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|---|
| 車 免 許 等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能 | 必要な自動車の運転技能 | に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識 | 教則の内容となっている事項 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車教習所に関する法令についての知識 | |
| | 技能検定の実施に関する知識 | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識 | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であ |

| | | |
|--|---------------------|--|
| | | ること。 |
| | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |

(2) 教習指導員審査の方法等

| 項目 | 細目 | 方法等 |
|------------------------------------|---|---|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。 |
| | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 | 実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。 |
| | 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 | |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車教習所に関する法令についての知識 | |
| | 教習指導員として必要な教育についての知識 | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。 |
| 大型自動車第二種 | 教習指導員として必要な自動車の運 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基 |

| | | |
|------------------------|----------------------------------|---|
| 免許等の技能教習に関する技能 | 転技能 | 準は、85パーセント以上の成績であること。 |
| | 技能教習に必要な教習の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。 |
| 大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識 | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。 |

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,500円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,850円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,000円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,450円、大型自動車第二種免許等12,850円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年5月16日

高知県警察本部長 小林 良樹

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
平成26年度導入仮想化サーバ 一式
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間
平成26年10月1日から平成31年9月30日まで
- (4) 借入物品の借入場所
高知県警察本部
- (5) 入札方法

- ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札者に記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
 - (5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8544
高知市丸ノ内二丁目4-30
高知県警察本部警務部会計課用度係

- 電話番号088-826-0110（内線2252）
 - (2) 入札説明書の交付方法
平成26年5月16日（金）から同年6月16日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 入札事前説明会の日時及び場所
ア 日時
平成26年6月6日（金）午前11時
イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成26年6月27日（金）午後1時30分
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年6月25日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
 - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成26年6月16日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間に、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定

により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 契約書作成の要否
要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年6月4日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
2014 introduction virtualization server 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 16 June 2014

(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Friday 27 June 2014

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 25 June 2014

(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation